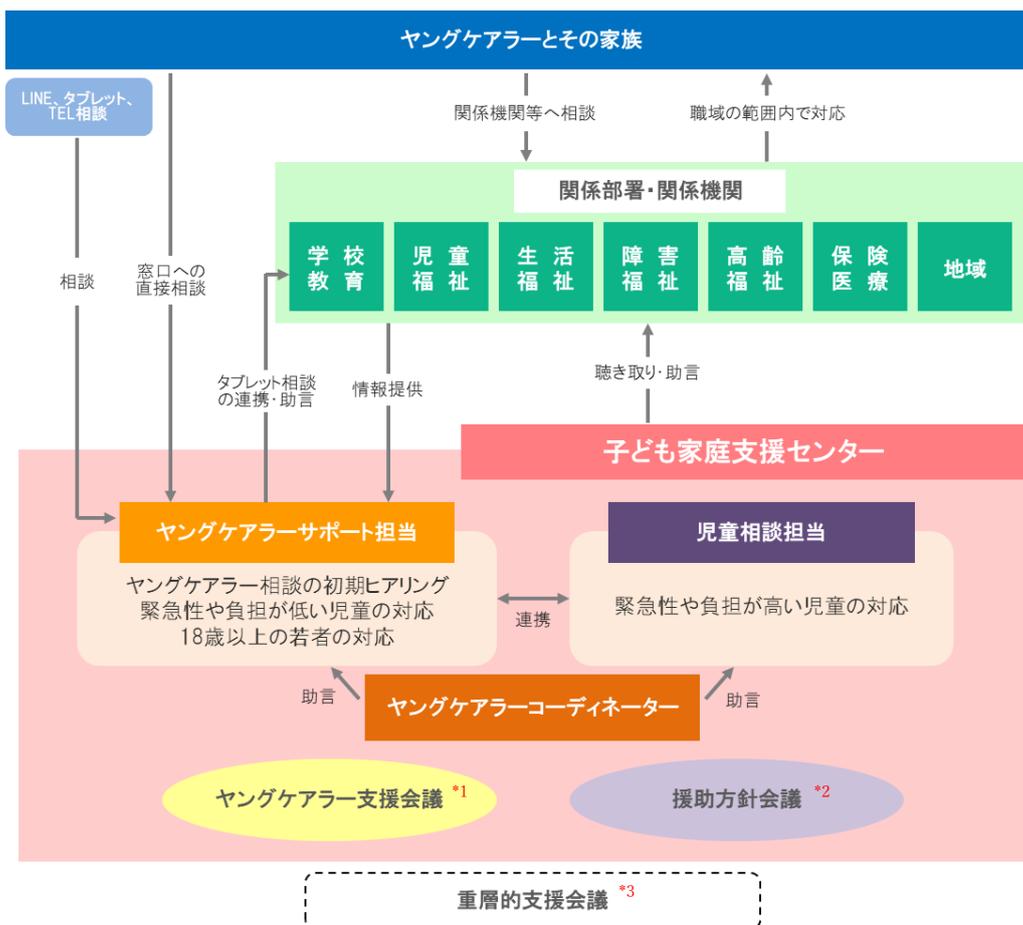


## V 子ども家庭支援センターのヤングケアラー支援体制

子ども家庭支援センターでは、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談について対応しています。特に児童相談担当では、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会に基づき、児童虐待の早期発見と、要支援家庭を支えるため相談対応等を行っています。また、ヤングケアラー支援については、令和4年度に子ども家庭支援センター内に相談窓口を開設したことで、庁内の支援体制・連携体制の整備に取り組み、令和5年度にはヤングケアラーコーディネーターを配置、令和7年度にはヤングケアラーサポート担当が新設されました。

子ども家庭支援センターでは、日常的にケアを継続することによって生じる負担や不安、将来への影響等を踏まえて、緊急性やケア負担の度合いに応じて、ヤングケアラーサポート担当、ヤングケアラーコーディネーター、児童相談担当、がそれぞれ役割を担い一体となって支援を行っています。



**\*1ヤングケアラー支援会議**

ヤングケアラーケースに関する支援方針の決定や、ヤングケアラー支援サービスの導入決定およびモニタリング等を実施する会議。

**\*2援助方針会議**

児童相談担当が対応する要保護児童対策協議会ケースの支援方針の決定やヤングケアラー支援サービス以外のサービスの導入決定およびモニタリング等を実施する会議。

**\*3重層的支援会議**

関係機関間の連携を目的に情報の共有化や支援の役割分担等を実施する会議。主に、要保護児童協議会名簿に掲載されない18歳未満のケースや若者ケースの際に活用。

## 1. 子ども家庭支援センター内における役割分担

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーの年齢と緊急性やケア負担の度合いに応じて、ヤングケアラーサポート担当と児童相談担当が役割分担して対応にあたっています。

### (1) 緊急性やケア負担が高い児童への支援

児童相談担当が主となり対応します。関係機関・関係部署との連携においては、児童福祉法に根拠を有する要保護児童対策地域協議会を活用して、情報集約や関係機関同士の橋渡しを行う等の支援を行います。

### (2) (1) 以外の子どもおよび若者への支援

ヤングケアラーサポート担当が主となって対応します。区では、社会福祉法に根拠を有する重層的支援会議を活用することによって、要保護児童対策協議会名簿に掲載されないケアラーや若者についても関係機関・関係部署と情報共有および連携を図る他、他機関がもつ会議体も活用することによって情報共有および連携を図る等の支援を行います。

## 2. 各担当の役割

### (1) ヤングケアラーサポート担当

全庁的なヤングケアラー相談の窓口として、関係部署および関係機関からの情報提供を一義的に受け付けます。

#### ①ヤングケアラー相談

情報提供があったケースについて、情報提供元への詳細な聴き取り等を行い情報を整理し、緊急性や負担の度合いについて【ヤングケアラーアセスメントシート（P23参照）】を用いてヤングケアラーの要素があるか否かの判断をします。続いて、ヤングケアラーの可能性があると判断された場合は、ヤングケアラー支援会議で対応方針を決定します。

会議の結果、支援の緊急性が高いと判断された要保護・要支援児童については、要保護児童対策地域協議会ケースとして受理をし、児童相談担当にて対応の引き継ぎを行います。なお、それ以外の子どもおよび概ね30代までの若者ケアラー・元ヤングケアラーへの相談対応については、引き続きヤングケアラーサポート担当が行います。

#### ②各種ヤングケアラー支援サービスにおける受入調整および進捗管理

生活・学習支援、配食支援、通訳派遣、訪問支援といったヤングケアラーや家族への直接的支援サービスについて、導入の際には、事業者とケースワ

一カーとの間に入り受入調整を行うとともに、受入後は随時進捗管理を行います。(P27参照)

## (2) 児童相談担当

要保護児童対策地域協議会名簿に掲載されるケースを中心に、ヤングケアラーの早期発見や相談対応を行います。

### ① 児童家庭相談

主に、支援の緊急性が高い要保護・要支援児童の中に存在しているヤングケアラーに対し、虐待や貧困等の観点に加え、ヤングケアラー支援の観点をもって相談対応を行います。くわえて、サービスを導入している継続ケースについては、サポートプランを策定し、活用が期待されるサービスと、今後目指すべき姿について、ケアラーとその家族と共有することによって、中長期的な支援の方針を明確にします。

### ② ヤングケアラーの早期発見

要保護・要支援児童として対応を開始したケースや関係機関との連携の中で、ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、ヤングケアラーサポート担当と情報共有をし、ケアの内容と負担度合い、家庭全体の状況等について確認し、アセスメントを行います。アセスメント結果をもとに、支援方針を立て、支援していきます。

## (3) ヤングケアラーコーディネーター

区では、ヤングケアラーのコーディネーターを配置し、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援や啓発活動、関係機関への研修等を行います。

### ① ヤングケアラー支援に関する相談への助言

関係機関・部署からのヤングケアラーに関する相談について助言を行うとともに、場合によっては訪問にも同行します。

### ② ヤングケアラー支援に関する区内外の支援ネットワーク形成

区内にとどまらず、区内外の関係機関や民間団体とヤングケアラー支援のネットワークを構築し、連携を図ります。

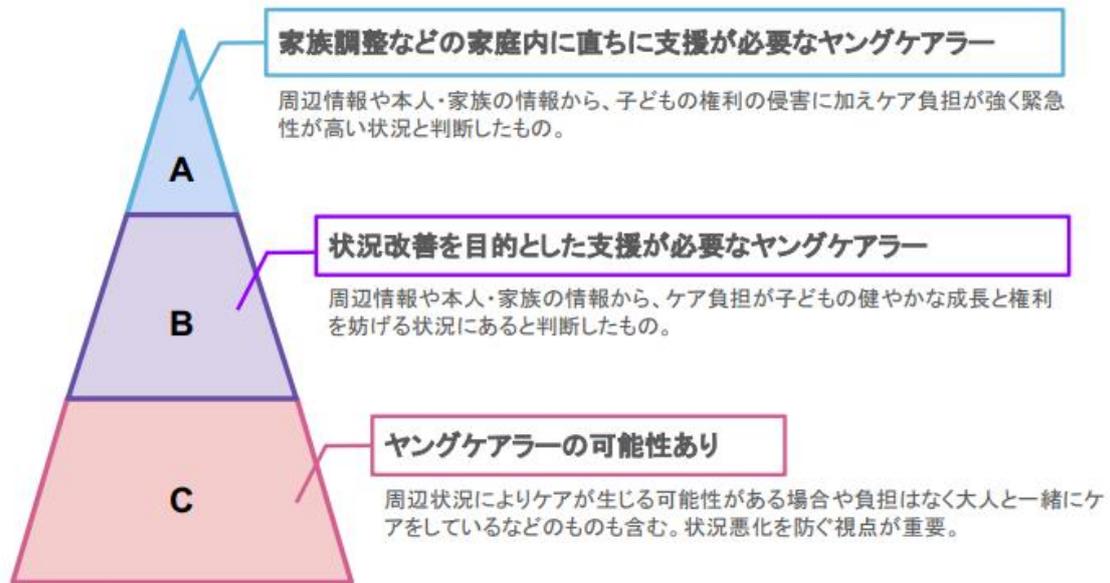
### ③ ヤングケアラーに関する意識啓発

区職員や関係機関職員等の支援者に向けたヤングケアラー支援研修を行う他、区民や企業、児童・生徒への講演等の普及啓発を行います。

### 3. ヤングケアラーのリスクアセスメント

#### (1) 緊急性の高さによるヤングケアラーのリスク構成図

ヤングケアラーおよびその家族の中には、家庭内に直ちに支援が必要なケースから、状況悪化を防ぐ見守りがメインとなるケースまで様々あります。ケアに限らず、家庭が抱えている複合的な課題についてアセスメントを行うことで支援の緊急性を判断し、直接支援か間接支援にとどめるか、対応方針を決めていきます。



#### (2) アセスメントの実施

アセスメントは、ケアラーを中心に考えて展開します。ケアラーの思いを聞くことが前提ですが、ケアに関してケアラーが語れることは多くないため、ケアラーの主観と支援者の客観的視点の両方を用いてアセスメントを実施することが重要です。

##### アセスメントシート1

- ・サポートが必要な家族の有無とその状況
- ・ヤングケアラーが行っている家族等へのサポートの内容

##### アセスメントシート2

- ・子どもの健全発達と子どもの権利が侵害されていないか

##### アセスメントシート3

- ・ヤングケアラーのケア役割における緊急性や負担が強い状況の有無

※18歳以上の若者は子どもとは状況が異なりますが、ケアラーや家庭の状況を考慮しながら、子どもと同じ項目でリスクアセスメントを実施します。

<アセスメントシート>

1 ケアの可能性があるかどうかの要素を確認する

サポートが必要な家族の有無とその状況	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <small>3つ以上歳の離れた小学生以下のきょうだいがいる</small>
	<input type="checkbox"/> 保護者の生活の能力・養育能力が低い
	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
	<input type="checkbox"/> ひとり親・親が多忙
	<input type="checkbox"/> 介護が必要な家族と同居している
	<input type="checkbox"/> 家族に疾病や障害がある
	<input type="checkbox"/> 家族に精神疾患(疑いを含む)がある
	<input type="checkbox"/> 保護者の日本語が不自由
子どもが行っている家族等へのサポートの内容	<input type="checkbox"/> きょうだいの世話をしている <small>幼いきょうだいのお世話・障害のある兄弟のお世話</small>
	<input type="checkbox"/> 家事をしている <small>買い物 料理 洗濯 掃除</small>
	<input type="checkbox"/> 身体的な介護をしている <small>歩行を支える 車椅子の移乗や体位変換 トイレ介助 入浴介助 外出時の同行</small>
	<input type="checkbox"/> 情緒的なケアをしている <small>話し相手になる 愚痴を聞く 心理面を配慮して言葉を選びながら話をする 依存症のある家族の後片付け 大人同士の仲裁など</small>
	<input type="checkbox"/> 家計を支えるための労働 <small>家計を支えるために仕事やアルバイトをしている</small>
	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続きをしている <small>制度上の書類申請やサイン</small>
	<input type="checkbox"/> 医療的なケアをしている <small>服薬管理 病院に付き添う たんの吸引などの処置</small>
	<input type="checkbox"/> ことばの補助をしている <small>通訳 手話 書類の記入</small>
<input type="checkbox"/> 心配がある家族の見守りや声かけを続けている	

※多くの子どもは、家族の話をするすぐには話さないことが多いため、最初の時点では可能性がある場合も含めアセスメントを進める

2 子どもの健やかな発達と子どもの権利が侵害されていないか確認する

<b>差別の禁止</b>	<input type="checkbox"/> 家族の障がいや国籍の違いについて子どもが責任をもっている (自分がしっかりしないといけないと感じている) <input type="checkbox"/> 子ども自身の気持ちを聞いてくれる人がいない
<b>子どもの最善の利益</b>	<input type="checkbox"/> 子どもにケアや介護の説明をしてくれる人がいない <input type="checkbox"/> ケアや介護に関する意見や思いを話す場がない <input type="checkbox"/> 子ども自身の希望を踏まえて話を聞いたり一緒に考えてくれる大人がいない
<b>生命生存発達に関する権利</b>	<input type="checkbox"/> 栄養のある食事が十分に用意されていない <input type="checkbox"/> 十分な睡眠時間を確保できていない
<b>教育を受ける権利</b>	<input type="checkbox"/> 勉強をする時間を自由につくることができない <input type="checkbox"/> 家族の都合などで、学校(仕事)に行くことができない日がある <input type="checkbox"/> 進学や将来について不安を感じている
<b>休み、遊ぶ権利</b>	<input type="checkbox"/> 自分で自由に休む時間をつくれぬ <input type="checkbox"/> 休みの日の遊ぶ時間や場所を、家族の都合で選択しないとけない
<b>子どもの意見の尊重</b>	<input type="checkbox"/> 意見を考えまとめる相談相手や代弁者がいない
<b>子どものために過ごせる権利</b>	<input type="checkbox"/> 家族の生活のために仕事やアルバイトをしている <input type="checkbox"/> 心身の不調・ストレスが続いている

★上記に当てはまる項目がある場合には、子どもの権利が守られていない状況がある。  
 この状況が継続すると、将来的には子ども・若者自身の心理的苦痛や孤独感の増加、進路や就職の選択肢の減少が生じるリスクが高い。

3 ヤングケアラーのケア役割における緊急性や負担が強い状況の有無を確認する

<p><b>子ども自身の緊急性が高い状況</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 心身の不調・ストレス反応が生じている</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもだけでケアを担っている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な睡眠時間(7~8時間以上)が確保できていない</p>
<p><b>子どもが担うには重たいケア</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 自分より体の大きな人の移乗や入浴、排泄のケアをしている</p> <p><input type="checkbox"/> 死にたいと話す家族の話を聞く</p> <p><input type="checkbox"/> 家族の生死に関わる病気(難病含む)の通訳をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 医療行為(吸引・薬剤の投与)</p>